

【件名】

上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区防災まちづくり推進に係る説明会等実施について

【要旨】

1 主な経緯等

上高田一・二丁目及び三丁目周辺地区（以下「本地区」という。）は地域危険度が高く、東京都防災都市づくり推進計画において整備地域や防災環境向上地区に指定されるなど、防災上課題がある地区である。

本地区では、地域住民からの「防災まちづくり提案書」を受け、令和6年3月に「防災まちづくり方針」（以下「本方針」という。）を策定、補助220号線（Ⅱ期）の道路整備を契機に本地区の防災まちづくりを推進する予定である。

今般、昨年度に実施した避難道路沿道権利者との意見交換等を踏まえ、新たな避難道路の整備方針について再整理したため、改めて沿道権利者の理解促進を図るための説明会等を実施する。

2 新たな避難道路の整備方法について

【別紙1】のとおり

3 避難道路沿道権利者説明会の開催及びアンケートの実施について

(1) 説明会の開催

- ①開催日時：令和7年12月10日（水）、14日（日）
- ②対象者：本地区避難道路の沿道権利者【別紙2】
- ③開催目的：新たな避難道路整備方針の説明、理解促進

(2) アンケート実施

- ①実施時期：令和8年1月上旬郵送のうえ、2月上旬に回収を予定
- ②対象者：本地区避難道路の沿道権利者（上記、説明会対象者と同じ）
- ③実施目的：沿道権利者の避難道路整備方針の理解度及び必要支援の確認
- ④アンケートの概要
  - ・防災上の課題と安全性確保に向けた取組、避難道路整備の必要性等
  - ・避難道路沿道の建築物建替え及び危険ブロック塀等撤去促進に必要な支援等

4 今後の予定

令和8年2月 地区計画素案説明会の開催

令和8年度 地区計画等案の説明会

令和9年度 都市計画等決定・防災まちづくりに関する事業導入

## ■新たな避難道路の整備方針について

### 1 中野区における防災まちづくりの基本的な考え方

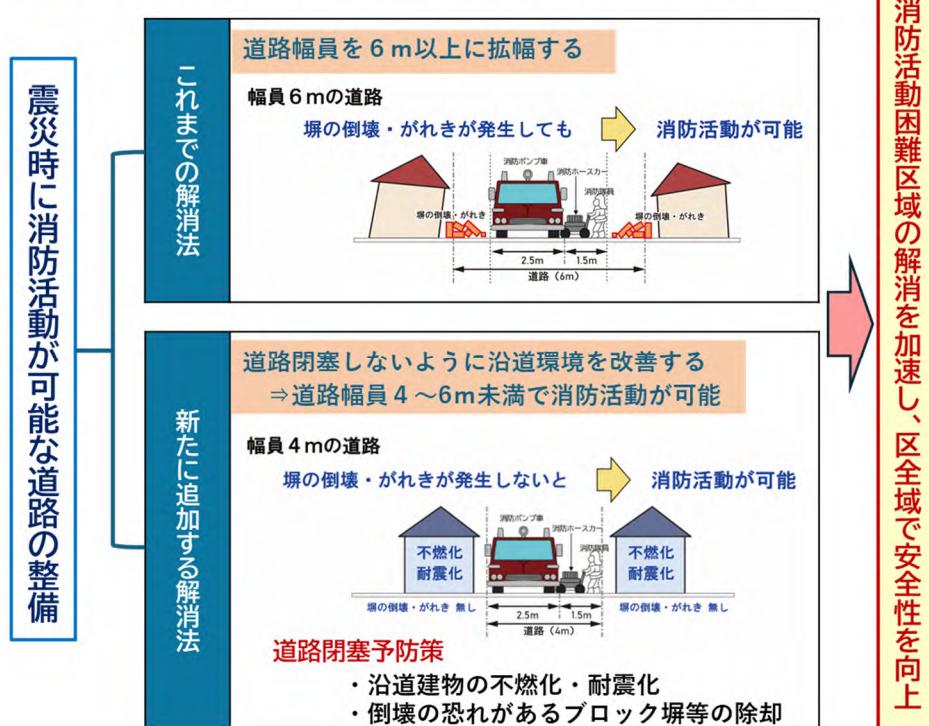
#### 1) 避難道路整備の進め方

道路整備と合わせて沿道の不燃化建替え等を促進する路線について、地域や沿道権利者の理解を得たうえで拡幅する位置や規模を決定し、地区計画等に位置付ける。

区分	道路幅員	地区の位置づけ
1 主要防災生活道路	6m以上	<p>★幅員6m以上に整備する路線は地区の状況を考慮して選定</p> <p>(1)幹線道路や広域避難場所をつなぐ主要な動線など</p> <p>(2)地区内における消火・救援車両の通行、円滑な消火・救援活動を行うための骨格となる路線</p> <p>(3)外郭道路とつなぎ地区内の日常交通ネットワークを担う主要な動線</p> <p>(4)市街地整備に伴う用途地域等の変更を計画する地区</p> <p>(5)地区内に予定される大規模な開発行為などと外郭道路をつなぐ主要な動線となる路線</p>
2 防災生活道路	4m以上 6m未満	<p>★三間道路（幅員5.45m）等既存の道路基盤を活用して整備（壁面制限により空間を広げる路線を含む）</p> <p>(1)避難場所、避難所への主要な避難ルート</p> <p>(2)消火・救援車両の通行、円滑な消火・救援活動を行うための主要な動線となる路線</p> <p>(3)地区内の主要な歩行者動線を担う道路</p>
3 区画道路	4m	<p>★建築基準法に基づく道路整備を確実に進める</p> <p>(1)区画内の身近な生活道路</p> <p>(2)住まいや事業所からの避難ルート</p>

#### 2) 消防活動困難区域の解消に向けて

幅員6m以上の道路整備に加え、幅員4~6mの道路であっても道路閉塞を予防することで震災時の消防活動を確保することが可能となる。



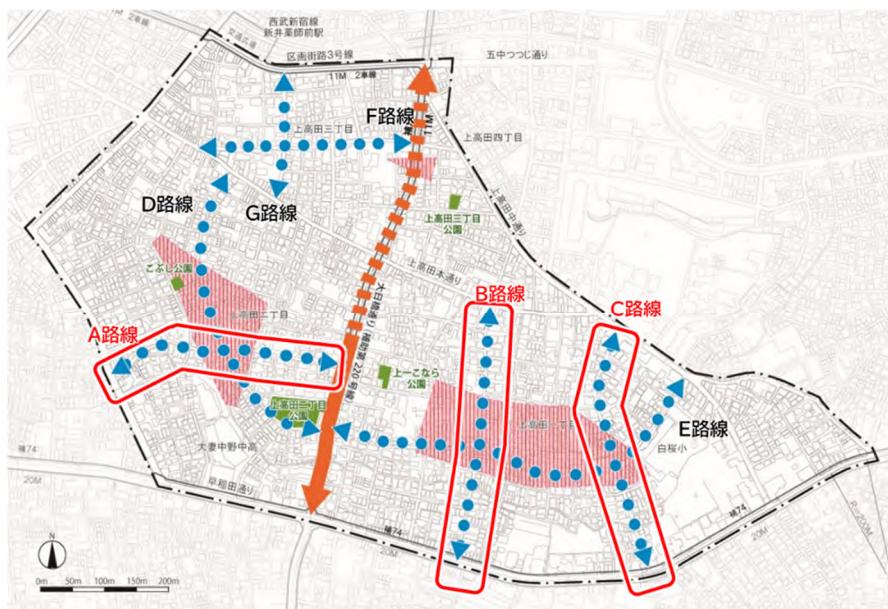
## 2 上高田地区における新たな避難道路の整備方針について

### 1) 避難道路整備の対象路線

防災まちづくり方針で「防災上重要な路線」(※)に位置付けられる7路線(A～G)を避難道路として整備対象とする。

避難道路のうち、3路線(A～C)は消防活動困難区域の解消に資する路線とする。

※防災上重要な路線とは、消防活動困難区域の解消を図り、安全な避難路を確保するため、適切な間隔で整備する地区内道路のこと。



対象路線	現況幅員
A路線	約3.22 ～4.00m
B路線	約3.32 ～4.54m
C路線	約4.85 ～5.45m
D路線	約3.44 ～4.00m
E路線	約2.40 ～4.00m
F路線	約3.64 ～5.45m
G路線	約5.45m

### 2) 避難道路の位置づけ

本地区は、周囲及び地区内に6m以上の「主要防災生活道路」が整備されていることから、本避難道路はこれらを補完する『防災生活道路』、『区画道路』の位置づけとする。

### 3) 避難道路整備方針

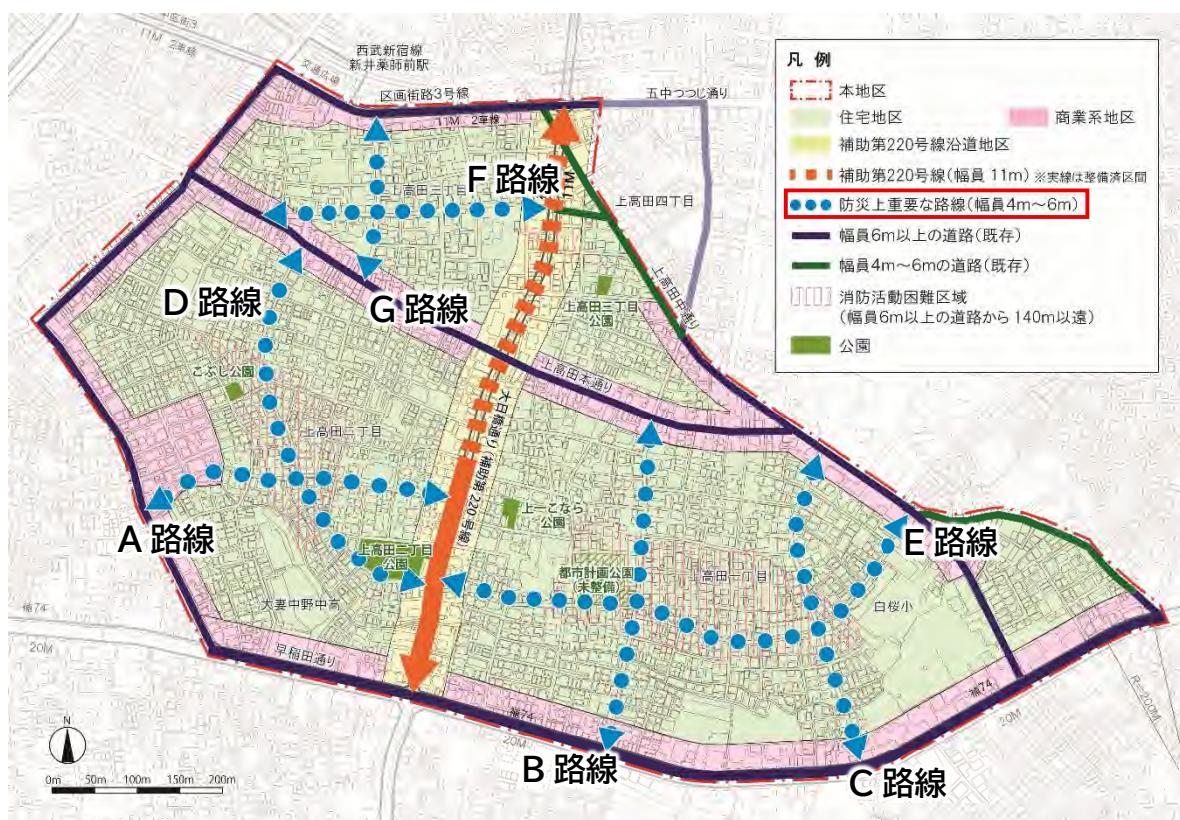
現状の道路幅員を活かしつつ、幅員が4m未満の道路を着実に4mに拡幅する。あわせて、避難道路沿道において建築物の不燃化・耐震化と倒壊の恐れがある沿道ブロック塀等の除却を促進する道路閉塞予防策を講じる。

なお、避難道路のうちA～C路線は、消防活動困難区域の解消に資する路線のため、優先的に整備を進める。

## ■意見交換会及び意向調査の実施対象及び諸元

### 1 意見交換会及び意向調査対象

防災まちづくり方針で「防災上重要な路線」に位置付けられる沿道の権利者



### 2 意見交換会及び意向調査対象の諸元

対象路線	延長	沿道権利者数
A 路線	約 370m	137 件
B 路線	約 390m	175 件
C 路線	約 390m	185 件
D 路線	約 400m	194 件
E 路線	約 640m	252 件
F 路線	約 400m	131 件
G 路線	約 190m	53 件
合計	約 1,150m	1,127 件